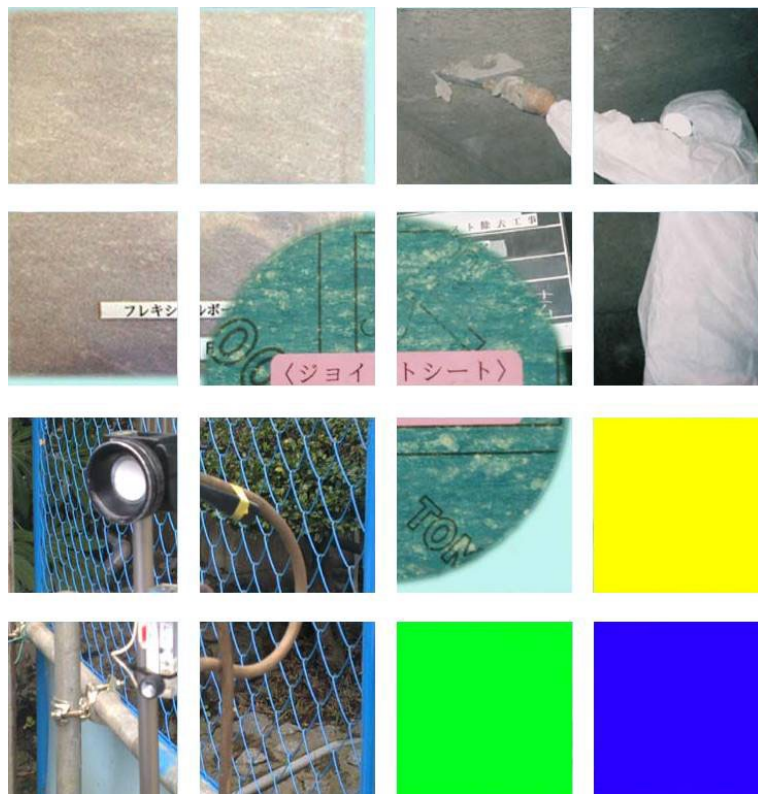


アスベスト除去工事について

大気汚染防止法・横浜市生活環境の保全等に関する条例
による手続きについて



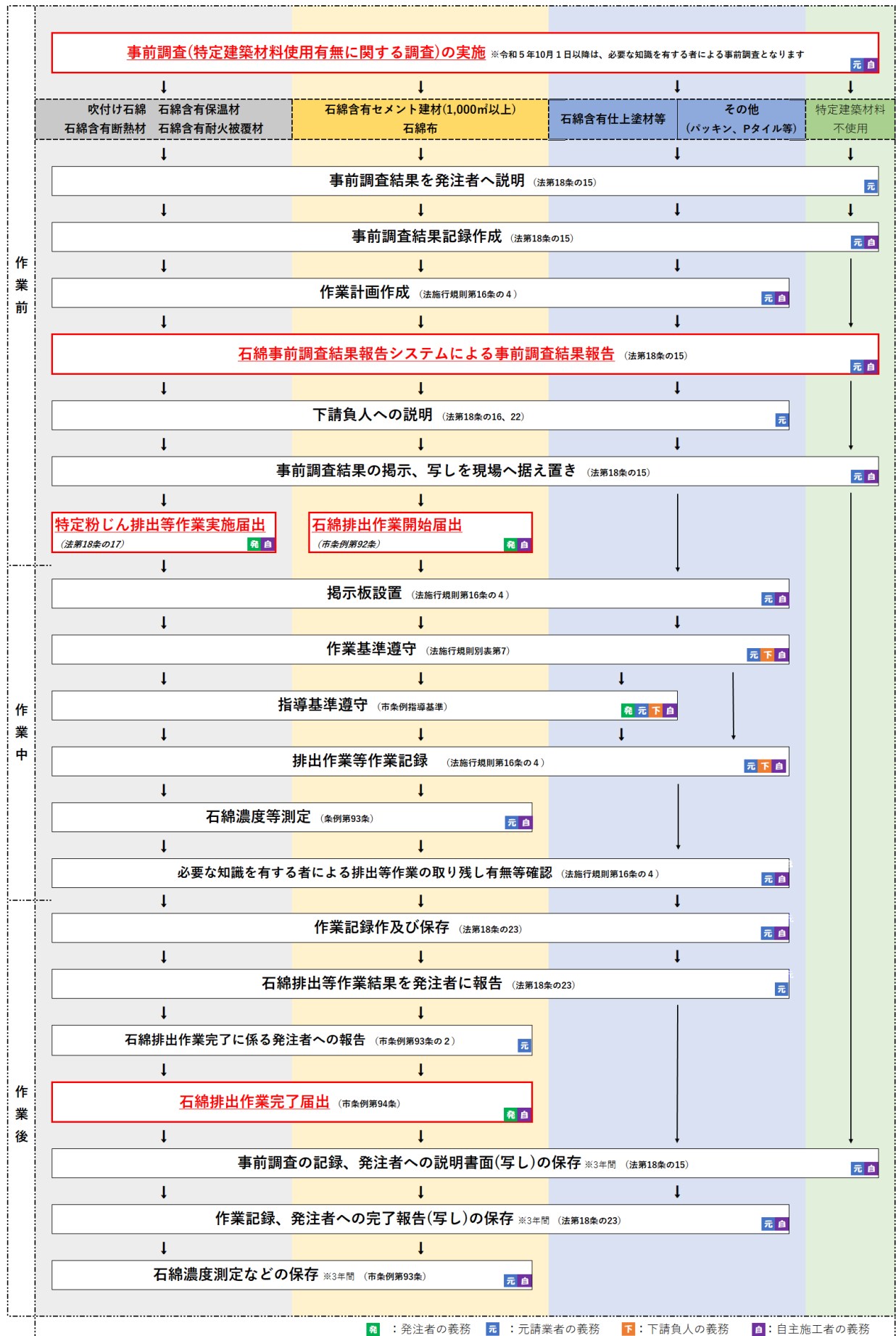
- ・大気汚染防止法が令和3年4月1日に改正され、令和4年4月から、一定規模以上の工事を対象に、事前調査を行った際は速やかに報告する必要があります。
- ・令和5年 10 月以降に建築物の解体等工事を行う際は、資格者等による事前調査が義務付けられます。
- ・横浜市では石綿布及び石綿含有セメント建材(成形板に限る。)についても届出が必要となります。
- ・届出対象の工事では大気汚染防止法の作業基準のほか、本市の指導基準を遵守し、石綿濃度等の測定を行う必要があります。

令和6年9月
横浜市みどり環境局

目次

1	<u>解体等工事のフロー</u>	3
2	<u>届出対象について</u>	4
3	<u>事前調査について</u>	
(1)	<u>元請業者等の義務</u>	5～6
(2)	<u>発注者の義務</u>	6～7
4	<u>事前調査結果の報告について</u>	
(1)	<u>事前調査結果の報告対象</u>	7
(2)	<u>報告の方法</u>	7～8
(3)	<u>資格者等による事前調査について</u>	8
5	<u>作業開始時の届出について</u>	9～11
6	<u>発注者等の配慮等について</u>	11～12
7	<u>応急の措置等について</u>	12
8	<u>作業の記録及び作業完了の報告について</u>	12～13
9	<u>作業完了時の届出について</u>	13
10	<u>石綿濃度等の測定について</u>	14～16
11	<u>作業基準について</u>	16～19
12	<u>その他</u>	20

建築物、その他工作物の解体、改造・補修作業に係る規制概要



建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）に使用されている吹付け石綿、石綿含有断熱材等（石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材をいう。）、石綿布又は石綿含有セメント建材（成形板に限る。）を除去等する作業の施工にあたっては、大気汚染防止法又は横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）に基づく届出が必要です。

また、大気汚染防止法に基づく作業基準等の遵守のほか、条例に基づく測定義務や指導基準等を遵守する必要があります。

根拠法令		大気汚染防止法	条例
作業の対象		建築物、工作物	
作業の内容		解体、改造・補修 ※3	
建築材料 ※1と届出区分	吹付け石綿	○	
	石綿含有断熱材等（石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）	○	
	石綿布		○
	石綿含有セメント建材（成形板に限る。対象使用面積合計 1,000m ² 以上） ※2		○

※1 建築材料の製造又は現場調整の際に石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の含有率が0.1質量%を超えるものが届出対象となります。

※2 石綿含有セメント建材については、当該作業を施工する部分における使用面積の合計が1,000m²以上のものが届出対象となります。

※3 改造・補修とは、建築物等の解体を伴わない石綿含有建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めをいいます。

【届出対象となる石綿含有建築材料の種類と例について】

石綿含有建築材料の種類	建築材料の具体例
吹付け石綿	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） 石綿含有ひる石吹付け材 石綿含有パーライト吹付け材 など
石綿を含有する断熱材 （吹付け石綿を除く。）	屋根用折板裏断熱材 煙突用断熱材 など
石綿を含有する保温材 （吹付け石綿を除く。）	石綿保温材 石綿含有けいそう土保温材 石綿含有パーライト保温材 石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有ひる石保温材 など
石綿を含有する耐火被覆材 （吹付け石綿を除く。）	石綿含有耐火被覆板 石綿含有けい酸カルシウム板第二種 など
石綿布	石綿含有キャンバス継手 など
石綿含有セメント建材	石綿含有スレート波板 石綿含有スレートボード 石綿含有けい酸カルシウム板第一種 石綿含有セメント円管 など
※使用の目的を問わず「材料」で規定されています。	

(1) 元請業者等の義務

建築物等を解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者又は自主施工者（請負契約によらないで自ら施工する者をいう。）は、その建築物等の部分に特定建築材料が使用されているか否かを事前に調査し、当該調査に関する記録を作成し、保存する必要があります。

また、解体等工事の現場において、事前調査の結果を周辺の住民等から見やすいよう掲示し、事前調査に関する記録の写しを備え置く必要があります。

元請業者は、事前調査の結果等を発注者に書面で説明し、書面の写しを保存する必要があります。

事前調査の方法	(1) 設計図書等書面による調査及び目視による調査 (2) (1)の調査で明らかにならない場合は、分析による調査 （ただし、分析をせず石綿含有ありとみなすことも可）
発注者への説明事項	(1) 事前調査に関する事項 ・事前調査の結果 ・事前調査を終了した年月日 ・事前調査の方法 (2) 特定工事に関する事項 ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ・特定粉じん排出等作業の種類 ・特定粉じん排出等作業の実施の期間 ・特定粉じん排出等作業の方法 ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ・元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ・特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合、下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
説明の時期	解体等工事の開始の日まで （特定粉じん排出等作業を届出対象特定工事の開始の日から 14 日以内に行う場合は、当該作業開始の日の 14 日前まで）
事前調査に関する記録事項	(1) 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 解体等工事の場所 (3) 解体等工事の名称及び概要 (4) 事前調査を終了した年月日 (5) 事前調査の方法 (6) 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 (7) 解体等工事に係る建築物等の概要 (8) 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分 (9) 分析による調査を行ったときは、調査を行った箇所並びに調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称 (10) 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠
記録及び説明書面の写しの保存期間	解体等工事が終了した日から 3 年間

事前調査の結果を掲示する必要があります。

掲示位置	周辺の住民等から見やすい位置
掲示方法	A3以上 の掲示板を設けること また、デジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法でも可とし、インターネットによる掲示内容の公開も推奨します。
掲示期間	解体等工事期間中
掲示事項	(1) 事前調査の結果 (2) 元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3) 事前調査を終了した年月日 (4) 事前調査の方法 (5) 建築物等の部分における特定建築材料の種類

【事前調査 掲示例】 必要事項が記載されていれば、この雛形でなくても構いません。

石綿含有吹付け材、石綿含有断熱材等の除去等を含む作業（法届出対象） ※掲示サイズは（横420mm以上、縦297mm以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^注、労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第五号の二）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称	〇〇〇〇解体工事	発注者または自主施工者	〇〇〇〇株式会社
届出先及び届出年月日	〇〇労働基準監督署 神奈川県 横浜市	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	〇〇〇〇株式会社
調査終了年月日	令和 〇年 〇月 〇日	代表取締役	〇〇 〇〇
看板表示日	令和 〇年 〇月 〇日	住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇
解体等工事期間	令和 〇年 〇月 〇日～令和 〇年 〇月 〇日	元請業者(工事の施工者かつ調査者)	〇〇〇〇株式会社
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和 〇年 〇月 〇日～令和 〇年 〇月 〇日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	〇〇〇〇株式会社
調査方法の概要(調査箇所)		代表取締役社長	〇〇 〇〇
【調査方法】 書面調査、現場目視調査、分析調査		住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇
【調査箇所】 建築物全体(1階～3階) ※改修等の場合、改修等を実施するために調査した箇所を記載。(例)3階機械室(改修等工事対象場所)		現場責任者氏名	〇〇 〇〇
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		連絡場所TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
【石綿含有あり】 3階機械室 吹付け材 クリソタイル(分析) 3階機械室 保温材(みなし) 1階台所 けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル(設計図書、製造年月日) 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階～3階 床:ビニル床タイル③、天井:ロックウール吸音天井板①④ 外壁 仕上塗材③		〇〇 〇〇	を石綿作業主任者に選任しています。
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		調査を行った者(分析等の実施者)	氏名又は名称及び住所
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	☒ 除去 ☐ 封じ込め ☐ 囲い込み ☐ その他	事前調査・試料採取を実施した者	① 特定建築物石綿含有建材調査者
機種・型式・設置数	機種:集じん排気装置、型式:〇〇〇-〇〇〇〇、設置数:〇台	氏名	〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇
排気能力(m³/min)	〇〇m³/min.(1時間あたりの換気回数4回以上)	住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ(補修効率:99.97%、粒子径:0.3μm)	分析を実施した者	② 〇〇〇〇分析株式会社
使用する資材及びその種類	湿潤用薬液:〇〇〇〇〇、固化用薬液:〇〇〇〇〇、隔離用シート(厚さ:床〇mm、その他〇mm)、養生テープ等	氏名	〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	建屋を4面養生する。けい酸カルシウム板第1種は原則原形手ばらして取り外し、切断・破砕する場合は、除去部分の周辺を養生し、湿潤化後最小限に行う。	住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇
備考:その他の条例等の届出年月日		その他事項	
		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注意1 令和5年10月1日から、必要な知識を有する者による事前調査を実施する必要があります。
詳細はP8「資格者等による事前調査について」をご確認ください。

注意2 平成18年9月1日以降は石綿の新たな使用が禁止されていることから、書面等で平成18年9月1日以後に建設工事に着手したことが明らかな建築物等は、その後の書面による調査及び目視による調査は要しません。詳細は令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号環境省水・大気環境局長通知「[大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について](#)」第3の2をご確認ください。

(2) **発注者の義務**

事前調査の実施に当たっては、発注者の意向が大きく作用するため、調査が適切に実施されるよう、発注者は元請業者が行う事前調査に要する費用を適正に負担し、当該調査に協力しなければなりません。

大気汚染防止法 抜粋

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第 18 条の 15 第 2 項 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

4

事前調査結果の報告について

(1) 事前調査結果の報告対象

一定規模以上の工事について事前調査を行ったときは、遅滞なく、その調査の結果を報告する必要があります。

【報告が必要な解体等工事】

工事の対象	工事の種類	報告対象
建築物	解体する作業を伴う建設工事 ^{※1}	解体部分の床面積の合計が 80m ² 以上
	改造し、又は補修する作業を伴う建設工事 ^{※1}	請負代金の合計額 ^{※2} が 100 万円以上
工作物 ^{※3}	解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事 ^{※1}	請負代金の合計額 ^{※2} が 100 万円以上

※1 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

※2 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※3 対象となる工作物は、次のとおりです。(令和2年10月7日 環境省告示第77号)

- ・反応槽
- ・加熱炉
- ・ボイラー及び圧力容器
- ・配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房施設、冷房施設、排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備
- ・煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）
- ・変電設備
- ・配電設備
- ・送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家
- ・遮音壁
- ・軽量盛土保護パネル
- ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）

(2) 報告の方法

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。なお、報告者は、解体等工事の元請業者又は自主施工者となります。下請業者

や分析調査を実施した者等ではありません。

【gBizID の取得方法】

<https://gbiz-id.go.jp/> へアクセスし、gBizID のアカウントを取得してください。gBizID のアカウントには、プライム、メンバー、エントリーという 3 種類のアカウントがあります。すべてのアカウント種類で石綿事前調査結果報告システムを利用することができますが、エントリーでは一部機能が制限されます。

○gBizID・石綿事前調査報告システムに関するお問い合わせ先

詳しくはこちら→

<電話番号> 0570-023-797

<受付時間> 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）



【石綿事前調査報告システム】

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/> へアクセスし、事前調査結果の報告を行ってください。事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。

○ 石綿事前調査報告システム（システムの操作や不具合、意見、要望等に関する事項）

システムにログインし、お問い合わせフォームからお問い合わせください。

なお、システム操作に関する事項については、電話でも受付しています。

<電話番号> 050-2018-0061

詳しくはこちら→

<受付時間> 9:00～12:00、13:00～17:00

（土・日・祝日を除く）



(3) 資格者等による事前調査について

令和5年10月1日以降に建築物の解体等工事を行う際は、次の資格者等による事前調査が義務付けられました。資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。詳細や最新の登録講習機関情報は、[石綿総合情報ポータルサイト](#)をご確認ください。

- ・特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ・一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）
- ・令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

詳しくはこちら→



※令和5年10月1日以前に解体等工事に着手した場合でも、令和5年10月1日以降で新たに事前調査を行う際は、資格者等が行う必要があります。

また、令和5年10月1日以降に事前調査で石綿含有分析を行う際は、石綿則に基づき厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者（令和2年厚生労働省告示第277号）に分析を依頼する必要があります。

- ・（公社）日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」で A ランク、B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・（一社）日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・（一社）日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・（一社）日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ・（一社）日本繊維状物質研究協会の「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

次の様式を表紙として、添付書類を添えて窓口まで提出してください。また、届出書の書類のサイズはA4に統一し、大きな図面等はA4に折りたたんでください。詳細についてご不明な点がございましたら、事前に横浜市みどり環境局大気・音環境課までお問い合わせください。

なお、書類不備等がある場合には受付できないこともありますので、提出期限に余裕を持ってお越しください。

根拠法令	大気汚染防止法	条例
様式	特定粉じん排出等作業実施届出書 【様式第3の5】	石綿排出作業開始届出書 【細則第19号様式】
提出期限	作業開始日の14日前まで	作業開始日の7日前まで
届出者	発注者 又は 自主施工者	発注者 又は 自主施工者
提出部数	正・副 合計2部（副本は受付押印後に返却）	

(1) 「作業開始日」とは除去等の開始日ではなく、これらの作業に必要な養生作業等の開始の日をいいます。

(2) 原則として、届出者は発注者の法人代表者ですが、当該工事の届出者が法人代表者ではない場合（例：支店長、支社長、工場長、所長等）は届出者が法人代表者から委任を受けているものであることを確認できる書類を添付すれば、受任者を届出者とすることができます。
（例：委任状、全部事項証明書等）

〔注意〕

除去範囲等の重要な事項の変更は、原則として新たに届出手続きが必要となりますので、判明した時点で作業を中断し、速やかに横浜市みどり環境局大気・音環境課までご相談ください。

なお、労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則に基づく届出や横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則に基づく届出、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく保管基準の遵守が必要となる場合があるため、管轄の労働基準監督署や資源循環局事業系廃棄物対策課管理係へお問い合わせください。

【添付書類】

届出内容によっては、ここに示した資料の他にも必要となる場合もありますので、届出の際に窓口で確認してください。また、**作業員名簿、安全衛生管理関係資料、産業廃棄物関係資料は不要**です。

書類	備考
作業概要	1枚程度で概要を記載してください。
現地案内図	作業現場及び周辺が分かる図面としてください。
敷地内建築物等配置図 （掲示板設置場所）	作業対象建築物等及び掲示板（事前調査の結果及び作業に関するお知らせ）の設置場所を明記してください。
掲示板 （A4の紙に印刷したもの）	(1) 事前調査の結果 (2) 作業に関するお知らせ 必要事項を記載し、実際のサイズを記載してください。

石綿含有建築材料の使用状況の分かる図面	平面図及び立面図（必要に応じて断面図）を使用し、石綿含有建築材料の使用場所を明記してください。 主要な寸法が分かるものとしてください。 状況の分かる写真があれば添付してください。
事前調査の結果 （分析による調査を行った場合）	事前調査において、分析による調査を行った場合は、その調査結果を記載してください。
石綿含有建築材料の劣化状態等を確認できるもの（封じ込め又は囲い込みの作業の場合）	写真等により、石綿含有建築材料の劣化がないこと及び下地との接着が良好であることを説明してください。
全体の組織図	施工体系が分かるものとし、工事の発注者名及び連絡先（担当者名、電話番号等）、測定業者名、産業廃棄物処理業者名も記載してください。 また、それぞれの緊急連絡先が分かるもの及び測定業者の作業環境測定機関登録証も添付してください。
工程表	作業工程及び石綿濃度等の測定計画を記載してください。
作業場及びセキュリティゾーンの負圧管理計画	作業前及び作業中の負圧管理方法を記載し、確認内容を記録する用紙（雛形）を添付してください。
作業施工要領	
作業フローチャート	作業手順に加えて、測定の時期も記載してください。
施工方法	作業方法を具体的に記載してください。
養生計画図	平面図、立面図、断面図等を使用して、養生計画を示してください。 主要な寸法、隔離された作業場及びセキュリティゾーンの容積（ m^3 ）が分かるものとしてください。 セキュリティゾーン、集じん・排気装置等の設置場所も記載し、集じん・排気装置の排気口の位置が分かるようにしてください。
セキュリティゾーンの構造図	更衣室、洗身室及び前室を備えた構造としてください。
集じん・排気装置の概要	必要台数の算出根拠を示してください。 装着する各フィルタの交換頻度を記載してください。 作業前及び作業中の集じん・排気装置の稼働確認方法を記載し、確認内容を記録する用紙（雛形）を添付してください。
石綿濃度等の測定	
測定方法	測定位置ごとの測定回数も記載してください。
測定場所図	平面図、立面図等を使用して、測定位置を示してください。
使用機器・薬剤等の仕様等	
集じん・排気装置	排気風量（ $\text{m}^3/\text{分}$ ）が分かるものを添付してください。 使用するフィルタ及びその集じん効率を記載してください。
粉じんを迅速に測定できる機器	使用する機器の種類（デジタル粉じん計、パーティクルカウンター、リアルタイムファイバーモニター）が分かるものを添付してください。
エアシャワー	使用するフィルタ及びその集じん効率を記載してください。
真空掃除機	使用するフィルタ及びその集じん効率を記載してください。
粉じん飛散抑制剤 粉じん飛散防止剤（固化剤）	（注）製品安全データシート（SDS）の添付は不要です。

設置場所	接道する敷地への入口など周辺の住民等から見やすい場所
設置期間	石綿排出作業を開始する３日前までに掲示し、当該作業が完了するまでの間
掲示板の大きさ	A 3以上 また、デジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法でも可とし、インターネットによる掲示内容の公開も推奨します。
記載内容	(1) 石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 届出年月日及び届出先 (3) 石綿排出工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡先 (4) 石綿排出作業の実施の期間 (5) 石綿排出作業の方法

石綿事前調査結果報告システムより出力できます。必要事項が記載されていれば、この雛形でなくても構いません。

石綿含有吹付け材、石綿含有断熱材等の除去等を含む作業（法面図対象） ※掲載サイズは（横420mm以上、縦297mm以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿等予防規制第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項により事前調査結果の報告[※]、労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第9条第5項の2）の規定により計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿等予防規制第3条第6項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のように、お知らせします。

事業場の名称 : ○○○○解体工事			
届出先及び 届出年月日	○○ 労働基準監督署 〒 横濱 市	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	役所者または自主施工者
調査年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）	○○○○株式会社
専任 表示 日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	代表取締役 ○○ ○○	
解体等工事期間	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ~ 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	住所	○○○市○○区○○○-○○-○○
石綿調査（特定粉じん除去）作業等の作業以外の作業	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ~ 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		

調査方法の概要（調査箇所）

【調査方法】 粉じん調査、現場目視調査、分析調査 【調査箇所】 建築物全体（1層～3階） ※改修等の場合、改修等を実施するために調査した箇所を記載。（例）3階機械室（改修等工事対象場所）	元請業者（工事の請負者かつ調査者） 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） ○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
---	--

調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断結果）

【石綿含有あり】 3階機械室 吹付け材 クワシタイル（分析） 3階機械室 床造材（みなし） 1階部分 1階吹付け材と床版 1種 クワシタイル（設計図書、製造年月日） 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階～3階 床：ビニル床タイル③、天井：ロックウール吸音天井版①④ 外壁：塩化ビニル⑤	住所： ○○○市○○区○○○-○○-○○ 現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所TEL ○○○-○○○-○○○○○ ○○ 石綿等調査主任者に選任されています。 調査を行った者（分析等の実施者） 氏名又は名称及び住所
---	---

石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法

石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法 ☒ 除去 ☐ 封じ込み ☐ 間引き ☐ その他	前記調査、材料調査結果より ① 特定建築物石綿含有建材調査 氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○ 住所：○○○市○○区○○○-○○-○○ 分析を要しない表 ② 分析依頼株式会社 住所：○○○市○○区○○○-○○-○○ 氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○ 住所：○○○市○○区○○○-○○-○○
---	--

その他の事項

調査結果の概要により「石綿含有なし」に認められた○数字は、以下の材料調査結果の届出年月日

その他の石綿（特定粉じん）の排出又は粉じん発生防止対策
 建築を4面壁とし、1階吹付け材と床版1種は原則剥離せねばならぬと取り扱い、切欠・破砕する場合は、除去部分の破砕を速行し、湿潤化後順次に行う。

備考：石綿含有の事例等の届出年月日

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

条例 抜粋

第 95 条 石綿排出工事の発注者は、当該石綿排出工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該石綿排出工事の請負契約に関する事項について、当該石綿排出工事における石綿排出作業が第 90 条の指導基準に適合すること及び当該元請業者が第 93 条の規定による測定を行うことを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

2 前項の規定は、石綿排出工事の元請業者又は下請負人が当該石綿排出工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときについて準用する。

7

応急の措置等について

元請業者又は自主施工者は、石綿排出作業により、石綿が作業場以外の場所に飛散したとき、又は飛散するおそれが生じたときは、直ちに、その旨を市長に通報するとともに、石綿の飛散を防止するための応急の措置を執る必要があります。また、当該事態の状況及び執った措置の概要を速やかに市長に報告する必要があります。

このような状況が起きた場合は、直ちに、横浜市みどり環境局大気・音環境課へ連絡してください。

8

作業の記録及び作業完了の報告について

元請業者は、作業が完了したときは、条例第 93 条の 2 に基づき、その結果を発注者に書面で報告するとともに、作業に関する記録を作成し、この記録及び報告書面の写しを保存する必要があります。

自主施工者も作業に関する記録を作成し、保存する必要があります。

発注者への報告事項	(1) 作業完了年月日 (2) 作業の実施状況の概要 (3) 除去等が完了したことの確認を行った者の氏名及び必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し (4) 条例第 93 条の規定による測定の結果 (5) 工程表 (6) 作業の一連の状況を示したもの (7) 条例第 93 条の規定による測定における試料採取の状況を示したもの (8) 作業計画と実際の作業との相違点 (9) その他市長が必要と認める事項
報告の時期	完了の届出を行う日まで
記録事項	(1) 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 (2) 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 (3) 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (4) 特定工事の場所 (5) 特定粉じん排出等作業の種類 (6) 作業の期間 (7) 作業の実施状況 (ア) 除去等が完了したことの確認をした年月日、確認の結果（措置を講じた場合は、その内容を含む）及び確認を行った者の氏名 (イ) 負圧隔離養生の場合、集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認、作業場及び全室が負圧に保たれていることの確認並びに隔離を解く前の大気中への石綿の排出等のおそれがないことの確認を

	した年月日、確認の結果（措置を講じた場合は、その内容を含む）及び確認を行った者の氏名 (8) 除去等が完了したことの確認を行った者が、必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し
記録及び報告書面の写しの保存期間	解体等工事が終了した日から3年間

9 作業完了時の届出について

次の様式を表紙として、元請業者からの報告内容を条例第94条に基づき、添付書類を添えて窓口まで提出してください。また、届出書の書類のサイズはA4に統一し、大きな図面等はA4に折りたたんでください。

なお、書類不備等がある場合には受付できないことがありますので、提出期限に余裕を持ってお越しく下さい。

開始時の届出	大気汚染防止法に基づく場合 〔特定粉じん排出等作業実施届出書〕 【様式第3の5】	条例に基づく場合 〔石綿排出作業開始届出書〕 【細則第19号様式】
根拠法令	条例 第94条	
様式	石綿排出作業完了届出書【細則第20号様式】 (開始時の届出がいずれの場合でも完了時の届出は同一の様式です)	
提出期限	石綿排出作業完了後30日以内	
届出者	開始時の届出者と同一の届出者	
提出部数	正・副 合計2部（副本は受付押印後に返却）	

【添付書類】

届出内容によっては、ここに示した資料の他にも必要となる場合がありますので、届出の際に窓口で確認してください。また、**作業員名簿、安全衛生管理関係資料、産業廃棄物関係資料は不要**です。

書類	備考
実工程表	作業開始の届出に添付した工程表に、実際の作業工程を追記し、計画と実際の作業との違いが分かるように作成してください。
石綿濃度等の測定結果	測定業者からの報告書（測定結果、測定の年月日及び時刻、測定箇所、測定法が分かるもの）を添付してください。また、作業現場での検体採取状況を記録した写真も添付してください。
作業内容を記録した写真	作業前、養生作業、除去等作業、除去後飛散防止措置、養生撤去後の様子が分かるものを添付してください。 掲示板の設置状況及びその掲載内容を撮影したものを添付 してください。
変更点の説明資料	作業開始届出の内容と変更がある場合は、その説明資料を添付してください。 【注意】 除去範囲等の重要な事項の変更は、原則として新たに届出手続きが必要となりますので、判明した時点で作業を中断し、速やかに横浜市みどり環境局大気・音環境課までご相談ください。
その他資料	作業場及びセキュリティゾーンの負圧管理の記録、集じん・排気装置の稼働確認の記録を添付してください。

※「作業完了」とは、除去等が終了し、養生等の撤去及び作業後の測定が全て完了した状態をいいます。

元請業者又は自主施工者は、作業を行う場所で大気中の石綿濃度等を測定し、その結果を記録し、保存しなければなりません。作業方法や作業期間によって、測定位置や測定頻度等が異なります。石綿濃度等の測定は、石綿に係る特定粉じんの濃度測定法（平成元年環境庁告示第 93 号）に定める方法又はクリソタイル以外の石綿を含む場合は最新の環境省のアスベストモニタリングマニュアルに準じた方法により行ってください。また、総繊維数濃度が1本/Lを超えたときは、電子顕微鏡等で石綿繊維数濃度を確認してください。また、条例指導基準に基づき、横浜市みどり環境局大気・音環境課に連絡してください。

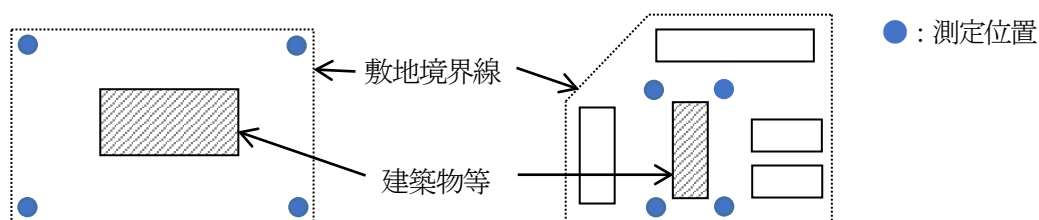
【測定実施例】 集じん・排気装置1台、セキュリティゾーン1箇所 設置の場合

	1 (月)	2 (火)	3 (水)	4 (木)	5 (金)	6 (土)	7 (日)	8 (月)	9 (火)	10 (水)	11 (木)	12 (金)	13 (土)	14 (日)
工 程	養生		除去											
測 定			● 作業中							● 作業中		※		● 作業後
敷地境界			4							4				
集じん・排気装置の 排出口			1							1				
セキュリティゾーン の出入口			1							1				
作業場内														1

数字：測定数

※ 負圧隔離養生内で除去等の作業をした場合、隔離を解く前に、大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことを確認する必要があります。位相差顕微鏡法や繊維状粒子自動測定器による総繊維数濃度の測定による確認等を行ってください。

- (1) 作業中の測定は、原則として除去等の作業の初日に実施してください。また、捕集した試料は、速やかに分析して作業基準が守られていることを確認してください。除去等の作業を1週間を越えて行う場合は、原則として1週間までごとに1回以上の頻度で測定してください。
- (2) 作業後の測定は、原則として隔離シート等の撤去を完了した日又は翌日等、速やかに実施してください。
- (3) 試料の捕集は、有効ろ紙直径が35mmの捕集用ろ紙を用い、吸引流量10L/分で行ってください。捕集時間は原則4時間としてください。ただし、作業中の測定で除去等の作業が2時間を超えない場合、捕集時間を2時間とすることができます。
- (4) 敷地境界付近（4方位）の測定は、対象建築物等から敷地境界までの距離が離れている場合、敷地境界に代えて対象建築物等の周辺で測定をすることができます。



敷地境界付近の4方位

敷地境界までの距離が離れている場合

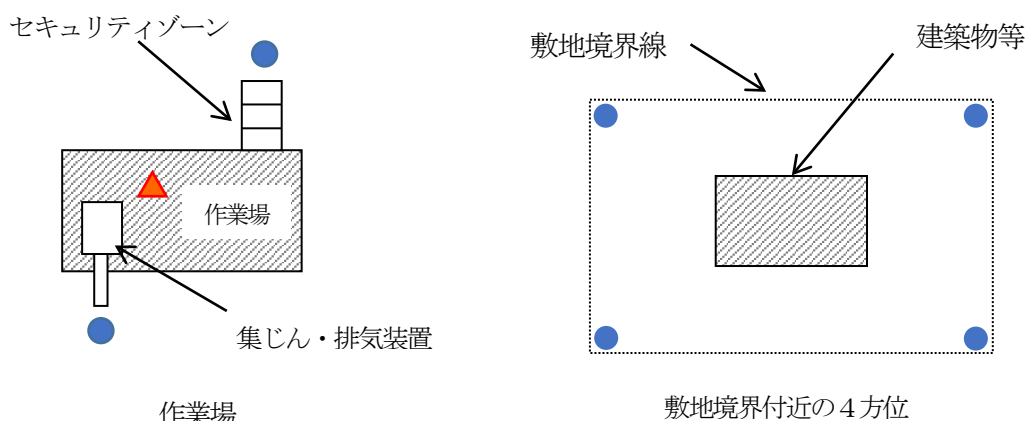
10-1 吹付け石綿及び石綿含有断熱材等の除去等の作業

(集じん・排気装置及びセキュリティゾーンを設置して行う作業の場合)

測定は、次の箇所で行ってください。隔離した作業場が複数ある場合は、作業場ごとに測定が必要です。

作業中	・集じん・排気装置の排気口 ・セキュリティゾーンの出入口 ・敷地境界付近の4方位
作業後	作業場内の適切な箇所

【測定位置例】 ●：作業中 ▲：作業後

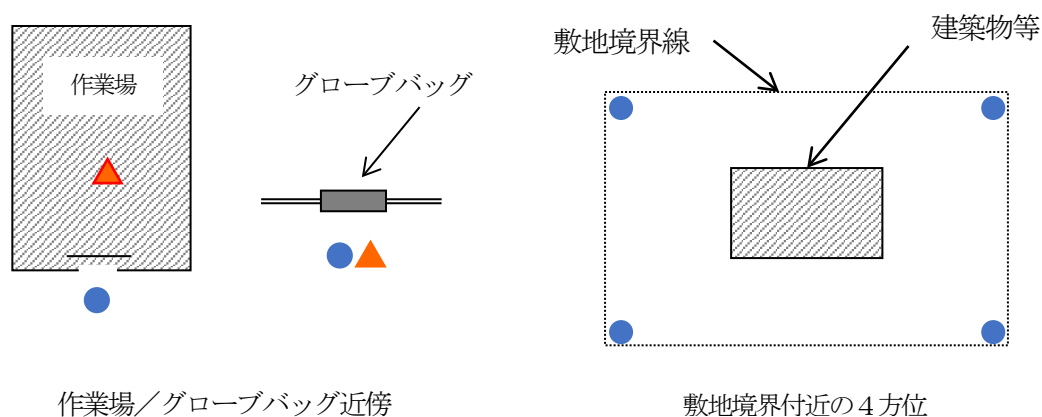


10-2 吹付け石綿及び石綿含有断熱材等の除去等の作業（10-1に該当する場合を除く） （グローブバッグ等）

測定は、次の箇所で行ってください。養生した作業場が複数ある場合は、作業場ごとに測定が必要です。ただし、グローブバッグを複数の箇所で行う場合は、一つの作業場として扱うことができます。

作業中	・作業場の出入口（グローブバッグの場合、作業を行う箇所の近傍） ・敷地境界付近の4方位
作業後	作業場内の適切な箇所（グローブバッグの場合、作業を行った箇所の近傍）

【測定位置例】 ●：作業中 ▲：作業後

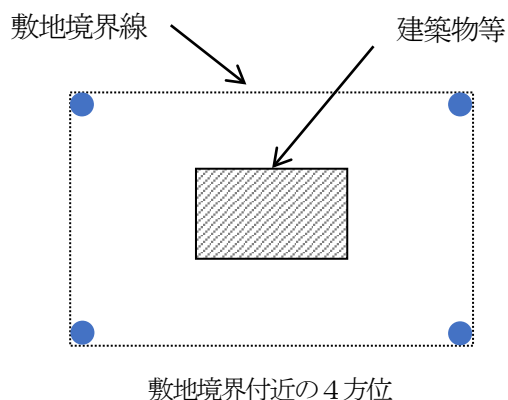


10-3 石綿布及び石綿含有セメント建材の除去等の作業

測定は、次の箇所で行ってください。

作業中	敷地境界付近の4方位
-----	------------

【測定位置例】 ●：作業中



【注意】 本パンフレットで記載している石綿濃度等の測定は、石綿排出工事を施工するに当たり、最小限の測定を求めているもので、安全対策等でおこなう作業前等の測定を妨げるものではありません。

11	作業基準について
----	----------

大気汚染防止法施行規則 第16条の4関係 別表第7 (特定建築材料)

一	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等を使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に
---	--	---

		随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること
二	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
三	令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （１） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （２） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
四	令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

		(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
五	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
六	令第三条の四第二号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準（作業基準抜粋）

1	条例施行規則第70条の2第3号に規定する石綿布に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下「除去等」という。）を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、石綿含有建築材料の囲い込み又は封じ込めを行うに当たっては、当該石綿含有建築材料の劣化状態を確認し、劣化が著しい場合は、当該石綿含有建築材料を除去すること。 (1) 石綿含有建築材料の除去等を行う場所（以下「作業場」という。）をシート等で事前に養生し、密閉性を確保すること。 (2) 除去等を行う石綿含有建築材料を薬液により湿潤化すること。 (3) 石綿含有建築材料の除去等の後、養生を解くに当たっては、作業場内の清掃その他の石綿の飛散を抑制するための処理を行うこと。
2	条例施行規則第70条の2第4号に規定する石綿含有セメント建材に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料の除去を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) 作業の対象となる建築物等の周囲をパネルやシート等により養生する等、飛散防止のための適切な措置を講ずること。 (2) 除去する石綿含有建築材料を薬液等により湿潤化すること。 (3) 石綿含有建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り

		外す等、適切な方法による作業を行うこと。 (4) 石綿含有建築材料のうち、石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種にあっては、切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すことにより除去することが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造し、若しくは補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、石綿含有建築材料（石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種）の除去を行う部分の周辺を事前にシート等で養生すること。 (5) 石綿含有建築材料の除去後、作業場内を清掃すること。また、(4)の養生を行ったときは、当該養生を解くに当たっては、作業場内の清掃その他の石綿の飛散を抑制するための処理を行うこと。 (6) 取り外した石綿含有建築材料は、飛散防止のための適切な措置を講じて一時保管場所に集積すること。
3	条例施行規則第70条の2第5号に規定する作業のうち石綿を含有する仕上塗材に係るもの	法作業基準のほか、次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料の除去を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) 電気グラインダーその他の電動工具を用いて石綿含有建築材料を除去する場合（集じん装置付きのものを用いる場合を除く。）は、石綿含有建築材料の除去を行う部分の周辺を事前にシート等で養生し、密閉性を確保すること。 (2) 高圧水洗工法で石綿含有建築材料を除去する場合は、集じん装置付き高圧水洗工法とするか、作業場を事前にシート等で養生し密閉性を確保するとともに、廃水が流出及び地下浸透しないよう適切な措置を講ずること。なお、集じん装置付き高圧水洗工法で除去するときは、廃水が流出及び地下浸透しないよう床面を養生するなど適切な措置を講ずること。 (3) 石綿含有建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、作業場内の清掃その他の石綿の飛散を抑制及び廃水の流出を防止するための処理を行うこと。

○ 労働安全衛生法関係 (石綿障害予防規則に基づく届出等)

横浜南労働基準監督署 045-211-7375
(管轄区域) 中区、南区、磯子区、港南区、金沢区

鶴見労働基準監督署 045-501-4968
(管轄区域) 鶴見区 (川崎南管轄の鶴見区扇島を除く)

川崎南労働基準監督署 044-244-1271
(管轄区域) 鶴見区扇島、川崎 (川崎区、幸区)

横浜北労働基準監督署 045-474-1252
(管轄区域) 西区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区

横浜西労働基準監督署 045-332-9311
(管轄区域) 戸塚区、栄区、泉区、旭区、瀬谷区、保土ケ谷区

○ 廃棄物処理法関係 (石綿を含有する産業廃棄物を排出する工事の届出等)

資源循環局事業系廃棄物対策課管理係 045-671-3446

○ 建設リサイクル法関係 (建物を解体する場合の届出等)

資源循環局事業系廃棄物対策課管理係 045-671-3446

横浜市みどり環境局大気・音環境課大気担当

住 所: 横浜市中区本町6丁目50の10

横浜市庁舎27階

電 話: 045-671-3843

F A X: 045-550-3923

受付時間: 月曜日～金曜日

8:45～12:00、13:00～17:15

(祝日、休日、12月29日から1月3日
までの日を除く)

(ウェブページ)

各種様式等、掲示板の雛形がダウンロードできます。



横浜市 特定粉じん

検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/akushu/taikiosen/tokutei/housekimen.html>